

専門実践教育訓練給付制度のご案内

(無資格・ホームヘルパー2級・介護職員初任者研修修了者対象)

この制度は、働く人の主体的で中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する講座を受講し修了した場合、本人が支払った受講料の一定割合に相当する額(上限あり)が「雇用保険」から支給されます。

- ① 対象講座 介護福祉士実務者研修 通信科(無資格・ホームヘルパー2級・介護職員初任者研修修了者)
- ② 支給対象者 受講開始日において次のいずれかに該当する方

雇用保険の一般被保険者 (現在、在職中の方)	受講開始日に、雇用保険の被保険者のうち、支給要件期間が 3年以上 ある方。 (一度退職して改めて就職された場合、再就職するまでの空白期間が1年以内であれば、前職の一般被保険者であった期間も通算されます)
一般被保険者であった方 (すでにお仕事を退職している方)	受講開始日時時点で被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日(離職日の翌日)以降、受講開始日までが1年以内(適用対象期間の延長が行われた場合は最大20年以内)であり、かつ支給要件期間が 3年以上 ある方。

※当分の間、初回の利用に限り支給要件期間2年以上で受給が可能。

※過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合、受講開始日以降の支給要件期間が3年以上にならないと受給できません。

- ③ 支給額 ご本人が支払った受講料の総額から、雇用保険から一定の割合が支給されます。

	訓練受講修了後	訓練終了後1年以内に目標設定資格(介護福祉士)を取得し、雇用保険の被保険者となる就職をした場合または就職をしている場合
支給額	50%	70%
上限額	120万円	168万円 (すでに支給した左欄の額との差額が追加支給されます)
支給下限額 4千円		

- ④ 受講前の手続きについて

訓練前ジョブカードの交付を受けたあと、受講開始日の1ヶ月前までに必要書類をハローワークへ提出する必要があります。①教育訓練給付金受給資格確認票②ジョブカード③本人・住居所確認書類及び個人番号確認書類④雇用保険被保険者証⑤写真2枚⑥払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード など

- ⑤ 受講修了後の申請手続きについて

修了後、学園より「教育訓練給付金支給申請書」「専門実践教育訓練修了証明書」「領収書」の3点をお送りします。教育訓練を受講した本人が、本人の住居所を管轄するハローワーク(公共職業安定所)に対して、書類を提出することによって申請を行います。申請期限は、受講修了日の翌日から1カ月以内です。

講座申込書に、給付制度利用の有無をチェックする欄があります。ご利用される場合は、申込時に必ずお知らせ下さい。

- ⑥ 受給資格について

教育訓練給付金の受給資格があるかどうかを、ハローワークで照会することができます。

※学園では、支給要件を満たしているかどうかの判断はできません。
受給資格の有無等不明な方は、必ずご自身の住居所を管轄するハローワークにて事前にご確認ください。

教育訓練給付制度の支給対象外の方へ

教育訓練給付制度の支給対象にならない方を対象とする支援制度があります。

- 季節労働者能力開発支援助成金 問合せ先…北海道各管轄総合振興局商工労働観光課(石狩支庁→011-231-4111)
- 自立支援教育訓練給付金 問合せ先…市役所・各管轄総合振興局(札幌市→子ども未来局子育て支援部 011-211-2988)

学園では受給資格の判断はできません。
申込前に、各問い合わせ先で受給資格、必要手続きについてご確認ください。

対象講座は、
給付制度と同じです!

受給資格・必要手続きについては、

必ず申込前に、ハローワーク等へご確認ください!

講座に関してのお問い合わせは、
お気軽にフリーダイヤルまで!



いっこ!サンシャイン!

0120-19-3481